

犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、報道に際して被害者特定事項等に関する要請を尊重するよう求める意見書

2024（令和6）年3月27日
東京弁護士会 会長 松田 純一

第1 意見の趣旨

当会は、報道機関に対し、以下のとおり求める。また、これらを実効性あるものにするため、具体的要領を検討する協議の場を継続的に設けることを提案する。

- 1 被害者の氏名、顔写真等、被害者を特定する事項及びこれに類するプライバシーに関する事項を報道しようとするときは、できる限り、報道の可否について、被害者等¹の意向を確認するよう努めること。
- 2 被害者等又は代理人弁護士から、被害者を特定する事項及びこれに類するプライバシーに関する事項を報道しないよう要請があった場合には、その要請を尊重すること。

第2 意見の理由

1 被害者等の意向及び要請が無視されている現実

社会の耳目を集める凶悪事件が発生すると、事件の被害者の氏名や顔写真等の被害者を特定する事項とともに、職業や通勤・通学先、自宅住所、事件発生場所その他の情報が、被害者及びその家族又は遺族（以下、「被害者等」という。）のプライバシーに配慮されないまま報道される事態が散見される。被害者を特定する事項が報道されるのは、警察が事件の被害者を特定し、報道機関にプレスリリースを行った直後である。

当会は、2013（平成25）年12月以降、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会とともに、警視庁犯罪被害者支援室や東京地方検察庁犯罪被害者支援室と連携し、報道が予測される事案の被害者等が希望した場合は、事件直後、できる限り警視庁のプレスリリースに先立って法律相談を行い、犯罪被害者支援に精通した弁護士を被害者等の代理人として選任できる体制を整えてきた。ほとんどの被害者等は、我々弁護士に対し、氏名や顔写真等

¹ 当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう）を指す（令和5年法律28号による改正後の刑事訴訟法第201条の2第1項1号ハ(1)）。

の被害者を特定する事項が報道されることによって自らのプライバシーが侵害されることに強い不安を訴える。そのため、代理人となった弁護士は、警察のプレスリリースと同時又はその直後に、記者クラブを通じるなどして報道機関窓口対応の受任を通知するとともに、被害者等の意向を踏まえ、被害者を特定する事項を報道しないよう要請している。

ところが、こうした申入れによっても、依然として氏名や顔写真等の被害者を特定する事項やこれに類するプライバシーに関する事項が報道されてしまうのが実情である。

我々弁護士及び弁護士会は、これまでも報道機関に対し、被害者を特定する事項の報道に当たっては、被害者等の意向を踏まえ、被害者等のプライバシーに十分配慮するよう繰り返し求めてきた。同様の求めは、今後も、被害者等の人権が尊重される社会が実現されるまで、続けていかなければならないと考えている。

2 犯罪被害者等が報道による二次被害を受けていること

ひとたび報道機関が新聞やテレビ、インターネットなどの媒体で報道した情報は、瞬時に全国に伝わり、大勢の目に触れることになる。報道に、氏名や顔写真、年齢、住所などのプライバシー情報が含まれれば、被害者等は、顔も知らない他人に一方的にこれらを知られることになる。

事件報道の内容は、断片的な情報である上に、被害者等が確認しないままに報道されるため、ときに、被害者に関する偏った情報や誤った情報が含まれることがある。被害者のことをよく知っている者であれば安易に信じないような情報であっても、見ず知らずの第三者は、そのままに受け止めるのではないかと被害者等は不安に感じ、その苦しみはさらに大きなものとなる。被害後の報道によって、買い物はおろか、ゴミ出しのためにさえ、家から一歩も外に出ることができなくなったと述べる者も多い。重大事件の被害者等は、犯罪による被害結果に苦しみ、被害に遭った現実さえ受け止められない状況であるにもかかわらず、自らの意思とは関係なく、社会のさらしものにされ、周囲から好奇の目で見られるのである。

また、報道によって、被害者等が、被害にあった事実を自らの言葉で、経緯なども含めきちんと伝えたいと思う相手や、また事件のことや関連する事情を知られたくないと思う相手に対しても、否応なしに伝わってしまう。報道自体が被害者等の意思に反する場合は、報道発出の時点で、既に被害者等の心情が傷つけられているのである。

さらに、現代では、報道機関が報じた内容は、インターネットを通じて、想像をはるかに超える速さで、ときに誇張され、拡散される。氏名、顔写真

等の被害者を特定する事項が報道されると、インターネット上では、被害者の職場、学校までも特定した書込みがされ、生前の被害者とさほど交流のなかった第三者が、SNS等のソーシャルメディアを通じ、さも被害者と親しい間柄であったかのごとく、虚実織り交ぜた情報を発信することもある。また、それらには、しばしば偏見や侮蔑的、差別的、性的な表現が含まれる。

被害者を特定する事項を含む報道を契機として、被害者等は、二重三重に苦しんでいるのである²³⁴⁵。ソーシャルメディアの普及は、問題をより複雑化・深刻化している。被害者特定事項やプライバシー情報が報道されることによって被害者等が被る不利益の程度は、インターネットが誕生する以前に比べはるかに大きくなっており、昨今、看過できない状況になっていることを我々は直視しなければならない。

3 被害者特定事項の報道について、被害者等の意思が尊重されるべきであること

2004（平成16）年に成立した犯罪被害者等基本法は、その前文において、犯罪被害者等が、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられる現実があることに言及し、国に対して、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定する責務を負わせるとともに（同法第4条）、国民も、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮しなければならないと定める（同法第6条）。これを受け、政府が2005（平成17）年に閣議決定した犯罪被害者等基本計画では、「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名

² 近時、2021年（令和3年）8月に群馬県内で女子高校生が殺害された事件において、事件発生当時、報道しないよう求めた被害者側弁護士の要請を無視して、女子高校生の氏名や顔写真などが報道され、インターネット上では、侮辱的、性差別的な表現があふれかえった。遺族は、深い悲しみと苦しみ、怒りを強いられ、今もインターネット上に残る氏名その他の情報の削除要請のために膨大な作業が必要となっている。

³ 他にも、被害者等は、事件に遭った苦しみにうちひしがれ、自ら発信する例は少ないが、2023年6月に横浜市鶴見区で大学1年生が刺殺された事件の遺族が報道機関向けにコメントを発表した中でも、誤った情報がまことしやかに報道されたこと、悪意のある情報操作がされたことに言及している。

⁴ また、2023年9月に横浜市内のホテルの客室で殺害された事件でも、実名が報道された。

⁵ 今年も、事件発生場所とは何ら関係のない被害者等の自宅住所が丁目まで新聞紙上に掲載された例もある。

発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」方針が明記された。また、2021（令和3）年、少年法改正においても、衆参両議院において、「政府及び最高裁判所は、（中略）少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。」と付帯決議がされた（第204回国会閣法第35号付帯決議）。刑事訴訟法においても、2007（平成19）年に至り、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（被害者特定事項）を、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとされ（刑事訴訟法第290条の2）、また、昨年5月には、逮捕状等及び起訴状に記載された被害者の個人を特定する事項について被疑者や被告人に知られないようにすることができる旨の改正がなされた。

また、民事訴訟法についても、2022（令和4）年5月に、住所、氏名が知られることをおそれて訴訟提起をためらうことがないよう、代替住所、代替氏名を用いることができる旨の改正がされるなど、氏名や住所など、犯罪被害に関して個人を特定する事項を秘匿すべき社会的必要性が広く認知されるようになっており、被害者等のプライバシー配慮の機運が高まっている。しかし、こうした社会の流れにもかかわらず、依然として犯罪報道においては、被害者を特定する事項が報じられ、被害者等のプライバシーに対する配慮が十分になされない状況が続いている。

人間誰しもが、その意思に反し、みだりに私的な情報が公開されない権利を有する⁶。近時の最高裁判決においても、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となる旨判示されている⁷。ただでさえ犯罪そのものにより苦しめられている被害者等の権利・利益が保護されるべき要請は一層強く、その意思は最大限尊重されるべきである。

⁶ 最高裁平成13年（オ）第851号、同年（受）第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁、最高裁平成28年（許）第45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁参照

⁷ 令和4年6月24日第二小法廷判決は、加害者の実名にかかるツイートの削除を求めた事案において削除が認められた事案である。草野耕一裁判官の補足意見は、人が社会の中で有効に自己実現を図っていくためには自己に関する情報の対外的流出をコントロールし得ることが不可欠であり、この点こそがプライバシーが保護されるべき利益であることの中核的理由の一つと考えられる旨述べる。このことは、犯罪被害者等に関するプライバシー情報にも妥当するものである。

4 報道の自由との関係

いうまでもなく、報道機関の報道は、民主主義において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の材料を提供し、「国民の知る自由」に奉仕するものであり、事実の報道の自由は、思想の表明の自由とならんで、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にある⁸。従前、国民は、報道機関の印刷メディア・電波メディア等を通じた事実の伝達、すなわち報道に頼って多くの情報を得ており、報道の自由は、公共の利益に資するものとして国民の信頼を得てきた。

また、実名等被害者特定事項を含む報道には、犯罪事実のねつ造等も含めた事実を検証する機能のほか、後述する日本新聞協会による「実名報道に関する考え方」でも指摘される権力不正の監視という民主主義において欠くことのできない機能があることも見過ごせない。

一方で、報道の自由も、報道される側の個人との関係では無限定に許容されるものではなく、前述のとおり被害者等の個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益が法的保護の対象となることを前提に、被害者特定事項等を報道することで得られる利益と報道されることによって生じる当該被害者等の精神的苦痛や社会生活上の悪影響等の不利益を、ソーシャルメディアが普及している現状を踏まえて、適切に個別的比較衡量がなされなければならない。ほとんどの被害者等は、権力とは無関係であり、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、犯罪の被害にあったという理由でより尊重されることはあっても、軽んじられるべきではない。

被害者等に対する取材のあり方や実名報道のあり方については、これまでも繰り返し議論されてきた。

昨今では、報道機関の中でも、性犯罪被害については、氏名や顔写真の被害者を特定する報道を自粛したり、性被害であることが判明した後は、自主的に氏名や顔写真の報道を取りやめる場合もある。また、一部の報道機関では、被害者等の要請に応じ、氏名や顔写真の掲載を初報にとどめたり、後から記事の掲載を紙面のみとしてインターネット上の掲載を取りやめ、又はインターネット上の記事の削除訂正をするなどの配慮もみられるところである。

しかし、座間市で起きた事件のように、当初殺人事件として報道された後に、性被害の事実が判明することもある。このような場合に、事後的に報道

⁸ 最高裁昭和44年11月26日大法廷決定・博多駅取材フィルム提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

を取りやめても、一度報道された氏名や顔写真がインターネット上から消えることはない⁹。また、先に述べたとおり、被害者を特定する事項が報道されることによる被害は、性犯罪被害者にだけもたらされるものではない。どのような形であれ一度報道されれば、読者がその情報を元にインターネットで発信したり、報道内容がまとめサイトに何度も転載されること等により、インターネット上で情報が拡散することに歯止めをかけることはできない。被害者等が向き合わざるを得ないのは、節度ある個々の報道だけではない。各社の競争のなかで繰り広げられる総体としての報道やソーシャルメディアによる回復困難な二次被害に苦しめられているのである。

2005（平成17）年、日本新聞協会と日本民間放送連盟は、前述の犯罪被害者等基本計画の閣議決定の直後に共同声明を公表し、「実名発表はただちに実名報道を意味しない。私たちは、被害者への配慮を優先に実名報道か匿名報道かを自律的に判断し、その結果生じる責任は正面から引き受ける。これまでもそう努めてきたし、今後も最大限の努力をしたいと考えている。」と意見表明をした。

ところが、現実には、ほとんどの事件において、警察が被害者の氏名を発表した後、時間をおくことなく、多くの報道機関が、被害者の氏名を報道している実態がある。警察発表のわずか数分後にインターネット上の記事を配信した例もある。他方で、警察が最後まで被害者の実名を公表しなかった相模原障害者殺傷事件では、遺族が同意した場合を除き、被害者の氏名が報道されることはなかった。2019（令和元）年に発生した京都アニメーション放火事件では、京都府警が被害者の氏名発表を遅らせ、これにより実名報道も遅れることになったが、京都府警が被害者全員の氏名を発表した結果、最終的に氏名の報道がなされており、報道機関の被害者の実名報道の判断は、自律的というより、警察が被害者の氏名を発表するかを拠っているようすらあった。

2022（令和4）年3月、日本新聞協会が、「実名報道に関する考え方」を発表した。この中では、氏名を報道する理由として、①誰が被害にあったのかという事実は核心であり、社会で共有し検証する必要があること、②実

⁹ 当会は、2017年10月、神奈川県座間市のアパートから9名の遺体が見つかったいわゆる座間事件について、被害者らの遺族の多くが警視庁を通じ報道機関に対して、実名や顔写真の報道をしないよう要請していたにもかかわらず、警視庁が記者発表するとすぐに多くの報道機関が被害者全員の実名と顔写真を報道したことに對し、実名や顔写真の報道は避けるべきであったと述べて、報道機関に對し再発防止を強く求める会長声明を発売した。この事件は、まさに後から性犯罪が判明した事案であった。

<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-485.html>

名報道は、権力不正の追及の基礎であること、③氏名は個人尊重の基礎であり、大きな訴求力を持つこと等があげられている。しかし、①の被害の状況を伝えるには必ずしも実名である必要はなく、匿名であっても犯罪の事実を共有し、検証をすることは可能である。③については、個人の尊重を理由とするのであれば、そこで尊重されるべきはまずもって当該被害者等の意思ではないか。訴求力を理由に、被害者等の意向に反し、その心情を深く傷つけてまで、無関係の国民に広く被害者の氏名を伝える必要性が本当にあるのか考えるべきである。「実名報道に関する考え方」では、被害者の実名が訴求力をもった実例として、福岡市職員飲酒運転事故（2006年）、桶川ストーカー事件（1999年）、沖縄の平和祈念公園の「平和の礎」を挙げているが、一般的に実名報道がされてきたなかで、殊更に上記各事件が訴求力をもったのは、事件の内容や、その後の遺族の活動の成果によるものと評価されるべきある。少なくとも、事件直後から実名報道がされたから訴求力をもったという根拠は一切示されていない。桶川ストーカー事件のように、当初の事件報道によって、故人に不名誉な状態が続くとしても公共の利益のためであれば仕方がないという文脈で実名報道の意義を捉えているとすれば、大いに疑問があると言わざるを得ない。

②の権力の不正は追及され質されるべきとの見解はそのとおりである。議員や公務員といった公人が被害に遭ったことをきっかけに不正が明るみにでることもある。権力が情報を隠ぺいすることはあってはならず、報道機関が、警察から被害者の氏名の発表を受ける機会が確保されることには、権力の不正を監視する重要な機能がある。我々も、このような事情がある場合にまで、一律に匿名報道すべきと考えるものではない。

しかし、現に報道される大多数の事件において、被害者は公権力とは無関係であり、被害者の氏名等の報道が権力の不正の追及に寄与することもない。権力の不正と関係のない大多数の被害者を特定する事項や、プライバシーに関わる事項は、必ずしも民主主義社会における国民の「知る権利」に奉仕するような社会の正当な関心事とはいえず、憲法21条の下に保障された報道の自由といえども、報道される側の法的利益との比較衡量により制限される場面もありうるものと考えらる。

報道機関による事件報道には、事件の発生を世の中に広く知らしめることで社会を少しでも安全・安心にし、国民の生命・身体・自由・財産を守るところに一つの目的があるものと思われる。そのような報道が、犯罪被害に苦しむ被害者等の安全安心を脅かし、苦しめているとすれば、背理であろうし、これまで培ってきた国民の信頼を損なう懸念すらあるのではないか。報道の在り方については、今が改めて再考する時期であると思料する。

5 報道機関に求める対応

以上の観点から、報道機関には、被害者を特定する事項を報じることが本当に必要なかを問題提起し、この機会に、改めて検討するための協議の場を設けることを提案する。

現状のように、被害者等に対し、被害者を特定する事項及びこれに類するプライバシー事項を報じることの諾否を尋ねないまま報道するのではなく、まずは、被害者等に意向を確認するよう努めていただきたい。

意向確認を名分に、報道機関が被害者等の元へ殺到して被害者等を苦しめることになってはならないことはいうまでもなく、被害者等の要望が、警察からプレスリリースの際に伝えられた場合、被害者等の代理人弁護士から記者クラブを通じて連絡が行われた場合は、できるかぎりの傾聴及び対応をお願いするものである。前述のとおり、東京三弁護士会では、事件直後から弁護士が報道機関窓口対応の引受けを可能とする体制を整えているので、代理人弁護士に問い合わせをすることにより、被害者等の意向を確認することは必ずしも難しいことではないはずである。

そして、少なくとも、被害者等又は代理人弁護士から、被害者を特定する事項を報道しないよう要請があった場合には、その意向を尊重して、できる限り、被害者を特定する事項及びこれに類するプライバシーに関する事項の報道を控える取組について検討されるようお願いしたい。

当会は、ここに、例えば、弁護士又は弁護士会側のどのような取組があれば、報道機関においてこうした対応が可能か、被害者等の人権が十分尊重される社会の実現に向け、被害者情報の報道の在り方について、手順や具体的要領を検討する協議の機会を設けることを提案するものである。そのような協議が、今もなお続く被害者等の苦しみを少しでも和らげるための一助となるのであれば、当会はよろこんでそれに参画し、協力をさせていただきたいと願うものである。

以上